

「依存症治療拠点機関」及び「依存症地域治療拠点」の選定について

1 概要

依存症対策推進のため、平成29年6月に厚生労働省が依存症の治療体制構築を目指し、都道府県に対し、アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の整備促進を通知。

この度、治療拠点機関の選定を行うとともに、本県独自の取組として、非常災害等に備え治療拠点機関の補完機関として活動が可能な地域治療拠点の選定を行った。

なお、治療拠点機関及び地域治療拠点選定の前提となる専門医療機関については、所定の要件を満たし、希望する医療機関を昨年度設置済。

※専門医療機関

- ・アルコール健康障がい：藍里病院、第一病院、むつみホスピタル、ゆうあいホスピタル
- ・薬物依存症：藍里病院
- ・ギャンブル等依存症：藍里病院

2 選定要件等

(1) 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関の中から選定し、依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした依存症に関する研修等を行う。

(2) 依存症地域治療拠点

依存症専門医療機関の中から選定し、南海トラフなど非常災害時に依存症治療拠点機関の機能補完を行う。

3 「依存症治療拠点機関」及び「依存症地域治療拠点」の選定

(1) 依存症治療拠点機関

昨年度の専門医療機関としての診療実績や研修活動等への取組から「藍里病院」（上板町）をアルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症それぞれの治療拠点機関に選定した。

(2) 依存症地域治療拠点

アルコール健康障がい治療拠点機関の機能を補完する依存症地域治療拠点として、「ゆうあいホスピタル」（東みよし町）を選定した。

(3) 選定日

いずれも令和元年12月1日付